

4 答 申 第 2 号
令和 4 年 8 月 3 日

福津市長 原 崎 智 仁 様

福津市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中 村 英 樹

福津市情報公開条例第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 4 年 4 月 26 日付 4 福総第 211 号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

「①現在公表していない情報公開手続に関する条例・規則・要綱他 ②公共的
団体、指定管理者の情報公開について開示・非開示の基準・審査会の審査基準の
担当課による違いが分かる文書 ※担当課によって違うことを許容する判断基準
を示したもの」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

福津市長（以下「実施機関」という。）が、令和４年２月１日付３福総第１４９９号で行った非公開決定は妥当である。

2 審査請求及び当審査会の経緯

- (１) 審査請求人は、令和４年１月１９日、実施機関に対し、①現在公表していない情報公開手続に関する条例・規則・要綱他 ②公共的団体、指定管理者の情報公開について開示・非開示の基準・審査会の審査基準の担当課による違いが分かる文書について、情報公開請求を行った。
- (２) 実施機関は、請求情報不存在のため、非公開決定を行い、その旨を審査請求人に非公開決定通知書（令和４年２月１日付３福総第１４９９号）により通知した。
- (３) 審査請求人は、令和４年４月１３日付審査請求書（以下「審査請求書」という。）を実施機関に提出し、実施機関は、令和４年４月１９日付けで、審査請求書を受理した。
- (４) 実施機関は、福津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に福津市情報公開審査諮問書(令和４年４月２６日付４福総第２１１号)を送付した。その諮問書には、情報公開請求書の写し、非公開決定通知書の写し、審査請求書の写し、弁明書を添付した。
- (５) 実施機関は、令和４年５月１８日付けで、審査請求人に対し、福津市情報公開条例（以下「条例」という。）第１６条の２第３項の規定により、審査会に諮問した旨を通知した。
- (６) 審査会事務局は、令和４年５月３０日付けで、審査請求人に対し、行政不服審査法第２９条第５項の規定に基づき、実施機関から提出された弁明書を送付するとともに、同法第３０条第１項の規定により、弁明に対し反論がある場合には反論書を、同法第３２条第１項の規定により証拠書類又は証拠物を、令和４年６月３０日までに提出するよう通知した。
- (７) 審査請求人は、令和４年６月２４日、審査会に反論書を提出した。

3 審査請求の趣旨

不存在はありえない。不存在なら条例に基づいて審査がされず、答申、裁決がされている。

4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

特に条例第19条及び第19条の2の、実地機関が保有していない文書についての答申裁決は、現在公表されている条例ではありえない。又担当課により基準の違いがある？3福地域第950号（令和4年3月15日）によると、（指定管理者の情報公開は、指定管理者自身によって実地されることが予定されているものと解される。本件の指定管理者の情報公開の制度は未整備であるため、当該指定管理者の保有する情報の公開を求めるものは、その整備を待ち、当該指定管理者へ開示請求することが妥当である。）と答申裁決しているが、公表されている条例では、指定管理者はこの条例の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努めるものとする、となっているのは、条例に基づいて公開の手続きを行う事である。

(2) 反論書における主張

条例、法により答申裁決を^{原文ママ}いていないので、請求文書は存在しないという事です。

請求文書は存在しないが非公開決定は妥当であるとの弁明ですが、しかし答申裁決及び弁明の内容は、公表されている条例、法ではなく別の条例があるとの内容です。

条例19条の2の、この条例の趣旨にのっとり（理由に基づいてと記載しましたので、記載ミスであります）とありますが、この条例は条例9号ではないのか？弁明、答申裁決は、公表している条例9号ではなく、公表していない条例で答申裁決がされているので開示を求めています。

5 実施機関（処分庁）の主張

①現在公表していない情報公開手続に関する条例・規則・要綱他について

実施機関は、条例、規則、規程について、福津市公告式条例に基づき、公布、公表を実施している。よって、当該請求文書は存在しない。

②公共的団体、指定管理者の情報公開について開示・非開示の基準・審査会の審査基準の担当課による違いが分かる文書

全ての実施機関は、福津市情報公開条例、福津市情報公開条例施行規則、福津市情報公開事務取扱規程に基づき、市の保有する情報を公開している。

よって、当該請求文書は存在しない。

以上により、市は、情報を保有しないことを理由として非公開としたものであり、違法または不当な点は存在しないものである。

なお、審査請求書の趣旨にある「特に条例第19条及び第19条の2の、実地機関が保有していない文書についての答申裁決は、現在公表されている条例ではありえない。」(原文ママ)とあるのは、3福地域第950号(令和4年3月15日)における「第4 裁決の理由、2 審査会の判断、(2) 申告書及び元帳について」で「実施機関は、指定管理者の業務において当該情報を市へ提出することを求めていると主張する。この点において、現時点で実施機関が当該情報を保有していないという理由に不合理な点は認められない。よって、当該情報は不存在であると認められ、非開示は妥当である。

一方で、請求人は条例第19条第2項により、実施機関が、公共的団体である協議会に対して情報の提供を依頼することを求めている。確かに、協議会は条例第19条にいう公共的団体ではあるが、請求のあった当該情報は、協議会の公共的団体としての活動に関するものではなく、指定管理者としての業務に関する文書である。そして、指定管理者の情報公開については、条例第19条の2が別に設けられている。これは指定管理者制度が導入された際に、指定管理者が保有する公の施設の管理に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずる努力義務規定を新たに追加したものである。よって、指定管理者の情報公開については、条例第19条ではなく、条例第19条の2が適用されることになる。請求のあった当該情報は、指定管理者の業務に関する文書であるため、条例第19条の2が適用され、条例第19条は適用されない。なお、指定管理者が保有する公の施設の管理に関する情報の公開は条例第19条の2第1項により、指定管理者自身によって実施されることが予定されているものと解される。」としていることから違法または不当な点は存在しないものである。

6 審査経過

令和4年7月28日 第1回審査会

7 審査会の判断

(1) 文書の不存在について

本件情報公開請求の対象情報である①現在公表していない情報公開手続に関する条例・規則・要綱他、②公共的団体、指定管理者の情報公開について開示・非開示の基準・審査会の審査基準の担当課による違いが分かる文書について、実施機関に対し、その存否について確認を行った。

その結果、全ての実施機関は、福津市情報公開条例、福津市情報公開条例施

行規則、福津市情報公開事務取扱規程及び情報公開制度の手引きに基づき、市の保有する情報を公開しており、また、これらの条例等は一般の閲覧に供しており、それ以外に公開請求対象情報のごときものは保有していないとの実施機関の弁明に、特段不合理な点は認められず、本件情報公開請求の対象情報は不存在であると認められるため、非開示は妥当である。

8 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

福津市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中 村 英 樹

副会長 岩 城 和 代

委 員 上 田 竹 志

委 員 後 藤 健 太 郎